

## 西長尾校区コミュニティ協議会・会則

制定：平成10年2月28日

### 第1条（名称）

本会は、西長尾校区コミュニティ協議会という（以下 本会という）

### 第2条（事務所）

本会の事務所は、西長尾小学校又は会長の自治会・集会所に置く

### 第3条（目的）

本会は校区における各種団体の自主的な活動を促進し、相互における緊密な連絡調整に努めるとともに地域自治の発展、環境の保全、福祉の増進を図り、住み良いまちづくりをめざすことを目的とする

### 第4条（組織）

本会は目的を達成するために自治会をはじめ各種団体及び委員をもって組織する

### 第5条（活動）

1. 生活環境の保全、防災、防犯に関すること
2. 社会福祉の増進、健康管理に関すること
3. 文化、学習、スポーツ、レクリエーション活動に関すること
4. 青少年の健全育成に関すること
5. 会報（機関紙）の発行に関すること
6. 枚方市コミュニティ連絡協議会に関すること
7. その他目的達成に必要な活動に関すること

### 第6条（総会）

- 1) 本会を組織する代表者をもって次の事項を決定する
  1. 本会の基本的な活動の方針
  2. 会則の変更
  3. 役員、会計監査の選任
  4. 予算・事業計画・決算・事業報告
  5. その他必要な事項
- 2) 総会は毎年1回 会長が招集し会長が議長にあたる 又必要に応じて臨時総会を行う
- 3) 総会・臨時総会はその1/2以上の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数をもって決定する

### 第7条（役員）

本会は次の役員を置く

- |         |     |
|---------|-----|
| 1. 会長   | 1名  |
| 2. 副会長  | 3名  |
| 3. 書記   | 2名  |
| 4. 会計   | 2名  |
| 5. 会計監査 | 2名  |
| 6. 顧問   | 若干名 |

### 第8条（役員の役割）

1. 会長は本会を代表し業務を総括する
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故がある時はその任務を代行する
3. 書記は議事録の作成、保存文書等に関する業務を行う
4. 会計は本会の会計事務を取り扱う
5. 会計監査は本会の会計を監査し、総会で会計は会計報告を行う
6. 顧問は本会の運営や取組みに助言、援助を行う

第9条（役員を選出・任期）

各自治会からの1名ずつの中より選出するが、別途輪番制を参考とする  
役員任期は1年とするが、再任を妨げない  
但し、推薦により役員を選出する事が出来る。

第10条（会計）

本会の経費は会費その他の収入をもって当たる又本会の会計年度は  
4月1日に始まり、翌3月31日をもって終わる

第11条（役員会）

毎月一回役員会を開催し、協議会活動の運営を行う

第12条（連絡会）

本会を組織する代表者により連絡会を定期的に開催し、  
各委員会より活動の報告及び、連絡事項等の伝達・協議を行う

（附則）

各自治会は世帯数に応じた年会費を期初、会計に収めるものとする。

（附則）

各自治会の役割分担は別途の分担表による

（附則）

本会則は、平成10年3月1日より施行する。  
本会則は、平成14年4月6日一部改訂する。  
本会則は、平成15年4月5日一部改訂する。  
本会則は、平成16年4月3日一部改訂する。  
本会則は、平成29年4月1日一部改訂する。  
本会則は、平成30年4月1日一部改定する。